

(3)生活指導・進路指導

ア 生活指導

- (ア)生活指導基本方針について、全教職員の共通理解を図り指導体制を充実させ、一人一人の生徒の実態を的確に把握し、公共の精神・社会性・克己心を育み、基本的な生活習慣の定着と、節度を守り社会規範を遵守できる態度の育成に努める。
- (イ)組織的・計画的に人権教育を推進するとともに、教職員が人権尊重の理念について正しく理解し、人権感覚のさらなる向上を図り、その理念を十分に認識して指導にあたる。
- (ウ)「心の教育」を推進し、自己肯定感や自己有用感を高め、思いやりや慈しみの心を醸成し、他の生命を尊重する態度を育成するとともに、組織的な指導体制や教育相談体制の充実を図る。いじめ問題には「学校いじめ対策委員会」を中心に全教職員で取り組み、いじめ・生活アンケートを毎月実施して、全ての生徒が安心して登校し、学校生活を送ることができるよういじめや問題行動等の未然防止と早期発見・早期解決を図る。特に1年生では、いじめ防止の取組を入学後早い時期に重点的に実施する。また、生徒の自殺を予防するために、「SOSの出し方に関する教育についてのDVD」を活用し、指導を行う。
- (エ)授業規律の確立、挨拶、時間、身だしなみ、節度ある態度に重点をおき、法やきまりを遵守し、社会のルールを守ることの意義を理解させ、規範意識を向上させる指導を行うとともに、社会で許されないことは学校でも許されないという姿勢を貫き、毅然とした態度で指導にあたる。
- (オ)生徒理解を深め、生徒とのコミュニケーションを充実させて信頼関係を築き、一人一人に寄り添った指導を行うとともに、家庭、地域社会及び関係諸機関との連携を深め、全ての生徒の健全育成をより一層図る。
- (カ)PTAと生徒会が協力してあいさつ運動を毎月実施するなど、生徒会活動において、特色ある活動を充実させ、自主的な態度や自治的能力の育成を図るとともに、母校への誇りを醸成し愛校心を育成する。
- (キ)教育相談部会を中心に、スクールカウンセラー、学習支援室支援員、学習指導支援員等の活用及び関係諸機関との連携を図り、学校全体で不登校生徒や特別な支援を必要とする生徒を組織的・計画的に支援し、個に応じた指導を充実する。
- (ク)情報モラル講演会、セーフティ教室、薬物乱用防止教室の実施等を通して、学校内外の生活に関する安全指導、安全対策の充実を図るとともに、学習環境が生徒に及ぼす影響を重視し、学ぶ場としての校内環境整備を図る。また、地域社会と連携して防災教育・防災対策を推進し、「防災ノート」を活用し、生徒に自助・共助の力を身に付け、防災意識を高め、地域社会の一員としての自覚を高める。
- (ケ)小学校から中学校への円滑な適応の支援のために、小中一貫を推進し、重点的に取り組む学習のねらいや内容を明確にし、学力向上及び多面的・総合的な生徒理解の深化を図る。また、規範意識の共通化を図り、学校の規則等を見直す。
- (コ)一人一人の生徒が情操を豊かにし、健康で安全な学校生活を送ることができるよう、教育環境の整備を行う。

イ 進路指導

- (ア)3年間を見通した進路指導計画に基づく進路指導を行い、自己の生き方や在り方を見つめさせる指導を充実させるとともに、自己肯定感や自己有用感を高めることで自らのよさや可能性に気付かせ、将来に夢と目標をもって自分らしい生き方を実現しようとする態度の育成を図る。
- (イ)職場体験、卒業生・地域の方等による職業講話、上級学校訪問などの体験的学習を通して、望ましい職業観・勤労観を育み、自立した社会人・職業人として生きていくために必要な資質・能力の育成を図る。
- (ウ)保護者との連携を図り、生徒の資質・能力・適性・希望等に応じた適切な指導・助言を行うことで、生徒が自らの将来や可能性について考え、自らを向上させようと努力し、自分にとってよりよい進路を主体的に選択しようとする態度を育てる。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1)年間授業日数配当表

学年	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1		17	19	22	14	3	20	22	20	18	17	17	18	207
2		18	19	22	14	3	20	22	20	18	16	18	18	208
3		18	19	22	14	3	20	22	20	18	16	18	14	204
備考		1学年は4月7日(火)に入学式を実施するため、年間授業日数が207日となる。3学年は、3月18日(金)に卒業式を実施するため、年間授業日数が204日となる。 夏季休業日を7月21日(火)から8月26日(木)までとする。 冬季休業日を12月27日(月)から1月7日(金)までとする。 5月8日(土)、5月29日(土)、10月16日(土)、1月15日(土)を授業日とする。 5月31日(月)を運動会の振替休業日とする。												

